

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 法人税額決定処分等取消請求上告事件
国側当事者・小牧税務署長
平成20年8月27日棄却・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項所定の事由に当たらないとして、上告人の上告が棄却された事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成17年3月24日判決、本資料255号—92・順号9973）

（控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成18年3月7日判決、本資料256号—78・順号10338）

	決	定
上 告 人	A	
同代表者代表役員	甲	
同訴訟代理人弁護士	草野 勝彦	
	平野 好道	
	丹羽 正明	
	清水 浩二	
	渡辺 直樹	
	河合 伸彦	
同補佐人税理士	飯島 達男	
	飯島 明伸	
被上告人	小牧税務署長 栢森 静夫	
同指定代理人	武藤 政男	

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成●●年（○○）第●●号法人税額決定処分等取消請求事件について、同裁判所が平成18年3月7日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文
本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

【決定】 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令

違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年8月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津野 修

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀